

令和 年度 上場株式等の配当所得等・譲渡所得等の課税方式選択申出書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

確定申告した（損益通算前の）上場株式等に係る所得			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等		円	円

課税方式の選択の対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の税額が源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。所得税20.42%の源泉徴収のみ行われている所得は、総合課税で課税されます。（課税方式の選択の対象ではありません）

（注意） 住民税の特別徴収税額の記載誤りなどにより、記載された所得が上場株式等に係る所得であると判断できない場合、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

選択する課税方式に該当する番号の□にチェックをつけてください。

1. 上記の確定申告した上場株式等に係る所得は、住民税では申告いたしません。

2. 上記の確定申告した上場株式等に係る所得は、住民税では下記の所得といたします。

例：確定申告で分離課税とした配当所得を住民税では総合課税とする。

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

支払った医療費の額	円	補てん金額	円
本人に関する事項	死別 離別	( 年 月 )	ひとり親

※令和3年分以降の確定申告において申告した上場株式等に係る所得を、住民税では全額申告不要とする場合は、確定申告書2表に記載事項があるため、市役所への申出書の提出は不要です。  
 ※令和4年度税制改正により、令和6年度課税より課税方式を所得税と一致させることとなりました。これに伴い、令和6年度課税より所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

上記の上場株式等に係る所得及び所得控除以外の所得及び所得控除については、所得税の確定申告書と同一の内容を記載した市民税・県民税申告書が提出されたものとして取り扱います。

職員記載欄

添付資料:確定申告書控え 特定口座年間取引報告書 配当金計算書

受付	確認	入力	確認	処理内容及び備考